

処分業

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を埋立処分する場合

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 **廃止
変更**届出書

年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

届出者

〒460-8501

住所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県 株式会社**

氏名 **代表取締役 愛知 一郎**

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 **052-961-2111**

令和〇△年〇△月〇△日付け第**023000000000**号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止
変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の埋立処分を行う。	汚泥の埋立処分を行う。

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
（ふりがな） 名 称		住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職・呼称	住 所	

廃止又は変更の理由 **「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、「廃石綿等」として扱われていた一部の廃棄物が、「石綿含有産業廃棄物」に変更されたため。また、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものが、汚泥に該当する場合もあると示されたため。**

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）に係る事業計画のみを記載してください。

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条

事業計画

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）

県内各工事現場における石綿含有仕上塗材の除去作業によって排出される汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を引き取り、最終処分場（管理型）のうち、一定の場所において埋立する。（図面参照）

汚泥（石綿含有産業廃棄物）を埋め立てする区画を明示した平面図と立面図を添付してください。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）	1t/月	泥状	瀬尾張県民「他10社」名古屋市中区三の丸2-6-1 (県内各工事現場)	埋立処分	自社最終処分場（管理型）刈谷市泉田町△△
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

※汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）は安定型最終処分場に埋立処分することはできません。

様式第七号の3（第十条の四）

※「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」の処分を行う全ての施設について施設ごとに記入してください。

4. 最終処分場	
最終処分場の種類及び名称	種類：管理型最終処分場 名称：第1処分場
設置場所	刈谷市泉田町△△
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の規模等	埋立面積 〇〇〇〇m ² 全体面積△△△△△m ² 埋立容量 〇〇〇〇m ³ 残存容量 〇〇〇m ³
埋立対象廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類※、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、銹さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
埋立処分の許可を持っている全ての品目を記載してください。汚泥には、「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」と記載してください。	
構造及び設備の概要	立札に「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に係る表示をする。
放流水の水質等	変更なし
その他環境保全対策	産業廃棄物処理施設の設置許可申請書に記載した維持管理計画に基づき、最終処分場の維持管理を行う。

※「汚泥（石綿含有産業廃棄物を
含む。）」最終処分場に係る措置
のみを記載してください。

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

(3) 最終処分場において講ずる措置

産業廃棄物処理施設の設置許可申請書に記載した維持管理計画に基づき、最終処分場の維持管理を行う。

- ・ 飛散性が高いものとして、梱包され、運搬された「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」は、排出段階で固形化されていることを確認し、こん包した状態のまま埋立処分する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物が飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う。